

北陸新幹線越前たけふ駅周辺での
官民連携（PPP）プロジェクトの実施に関する
基本協定書

令和3年8月19日

北陸新幹線越前たけふ駅周辺での 官民連携（PPP）プロジェクトの実施に関する 基本協定書

越前市（以下「甲」という。）、戸田建設株式会社（以下「乙」という。）及び北陸新幹線越前たけふ駅周辺まちづくり協議会（以下「丙」という。）は、北陸新幹線越前たけふ駅周辺での「フォレストシティ&越前市版スマートシティ」形成に向けた官民連携（PPP）プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の実施に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本プロジェクトに関して甲が実施した公募型プロポーザルにおいて、乙が南越前駅周辺まちづくり計画対象エリアでの官民連携（PPP）による「フォレストシティ&越前市版スマートシティ」形成に向けたパートナー企業（民間開発事業者）に選定されたことを確認し、今後、甲、乙及び丙が本プロジェクトを進めていくために必要な協力をしていくことを確認することを目的とする。

（対象区域の範囲）

第2条 本協定の対象区域の範囲は、南越前駅周辺まちづくり計画の対象エリア全体を基本とする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本プロジェクトを事業化し、かつ、完遂することを目指し、連携を図って取り組んでいくものとする。

2 甲及び乙は、前項の達成のため、本協定締結後、甲が策定した各種計画及び乙の提案内容に基づき、丙及びその他のステークホルダー等と協議を行い、事業実施計画書を作成する。

3 甲及び乙は、第1項の達成のため、実現可能かつ効率的な事業手法を検討し、事業実施計画書等に反映するものとする。

4 事業実施計画書の作成にあたって、丙は必要な協議及びできる限りの協力を行うものとする。

5 甲、乙及び丙は、事業実施計画書の作成により本プロジェクトを推進する方法等が定まり、かつ、本プロジェクトの推進が可能であると判断したときは、本プロジェクトの推進等に関するパートナーシップ協定を締結するものとする。

（本協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日からパートナーシップ協定締結の日までとする。

(秘密保持)

第5条 甲、乙及び丙は、本プロジェクト又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 甲、乙又は丙が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

2 甲及び乙は、委託先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

3 前項の場合において、甲及び乙は、秘密情報の開示を受けた第三者に本条と同等の守秘義務を負わせるとともに、当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第6条 乙は、次の各号の事項に該当しないことを表明及び保証する。乙が次の各号の一つに反することが明らかになったときは、甲は何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずるもの又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれに準ずるものをいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 甲に対する脅迫的な言動または暴力を用いること。
 - イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ウ 反社会的勢力に対し、資金または利益を供与する等、その活動を支援する行為

(定めのない事項)

第7条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定3通を作成し、甲、乙及び丙はそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年8月19日

甲：越前市
越前市長

乙：戸田建設株式会社
常務執行役員 大阪支店 支店長

丙：北陸新幹線越前たけふ駅周辺まちづくり協議会
会長